

MEMO

もし研究不正行為や研究費の不正使用を発見したら?

不正の内容を以下の窓口までお知らせください。

通報・告発の受付窓口

教務・研究支援室

TEL: 082-830-1501 / FAX: 082-830-1823

Email: gakubu@m.hiroshima-cu.ac.jp

※告発の内容、告発者の氏名等については、
秘密厳守を徹底します。

不明点はご相談ください!

研究費の使用・事務手続きに関する相談窓口

(1) 教務・研究支援室

- ・学内資金による研究費（教員研究費、特色研究費等）
- ・科学研究費

TEL: 082-830-1501 / FAX: 082-830-1823

Email: gakubu@m.hiroshima-cu.ac.jp

(2) 社会連携センター

- ・科学研究費を除く外部資金（共同研究、受託研究等）

TEL: 082-830-1764 FAX: 082-830-1555

Email: office-shakai@m.hiroshima-cu.ac.jp

広島市立大学の関連規定（参考）

- ・広島市立大学における研究者等の行動規範
- ・公立大学法人広島市立大学における
研究の不正に関する取扱規程
- ・公立大学法人広島市立大学における
公的研究費の管理・監査体制に係る取扱方針
- ・研究データの保存等に関するガイドライン
- ・「軍事研究」に対する本学の基本方針

本学における研究活動の不正行為や公的研究費の
不正使用の防止に関する取組、関連諸規定等については、
下記の URL をご参照下さい。

<https://www.hiroshima-cu.ac.jp/aboutus/category0013/content0538/>



Ethics in Research

研究倫理 ガイドブック

× うっかりでは済まない！研究不正

広島市立大学の研究者（教員、学生等、研究活動を行なうすべての者）は学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を追究するという権利を享受するとともに、社会の負託に応える重大な責務を有しており、社会のルールやマナーを逸脱するような研究活動を行うことは決して許されません。また、本学が管理するすべての経費が市民や企業等から負託された貴重な活動資源であることを重く受け止め、研究費の不正使用は厳しくこれを戒めなければなりません。

本学の研究者が社会的責任を十分自覚して適切な研究活動を行うとともに、研究費の適正な使用に努めるため、本パンフレットを作成しました。



3つのひかり 未来をつくる
広島市立大学
Hiroshima City University

研究不正



本パンフレットにおいては「研究不正」を、社会の人々の科学研究への信頼を揺るがし科学の発展を妨げるような「研究活動における不正行為」と、研究の進展を支えるために提供された研究費を不適切に使用する「研究費の不正使用」に類別します。

研究活動における不正行為

以下の行為は重大な研究不正として、厳しく禁止されます。

✖ 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

例：実際には実験していないにも関わらず、自分が提案した新しい理論を実証するような実験データを捏造し、論文として発表した。

✖ 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

例：自分が提案した新しい理論に不都合な部分が見えないように実験で得られた画像データのコントラストを調整したうえで、画像を論文に掲載した。

✖ 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

例：学会で聴講した講演で発表された他人のアイデアを、その講演を引用することなく、自分のオリジナルのアイデアとして論文で発表した。

例：インターネット検索で見つけた文章を、引用元を明示することなく自分の論文の一部に取り入れた（いわゆる「コピペ」）。



さらに、以下も不適切な行為であり、広義の研究活動の不正行為として禁止されます。

- ・重要な研究データを一定期間、保管せず、故意に廃棄する。
- ・研究記録・資料の不適切な管理による記録等の棄損や紛失。
- ・論文の二重投稿（同じ内容の論文を2か所以上で発表する）。
- ・論文著者の不適切な記載。（研究に関わった研究者を記載しない、研究に関わっていない研究者を含める等）
- ・研究不正行為の証拠の隠滅、又は立証の妨害。

研究費の不正使用

①本学あるいは外部資金交付団体等の定める会計ルールに違反する行為。

②故意もしくは重大な過失によって研究費を他の用途に使用すること。

✖ カラ給与・カラ謝金

実態を伴わない作業や人件費を大学に請求し、支払わせること。

例：実際にはアルバイトをしていない学生に謝金を支払い、支払われた謝金を学生から教員に戻させ、研究室でプール金として管理した。

✖ カラ出張及び出張旅費の水増し請求

実態を伴わない出張の旅費を大学に請求し、支払わせること。

例：出張予定が変更になり、旅行日程が短縮されたが、当初の予定どおりの宿泊費と日当を受け取り、返金しなかった。

例：格安航空券を購入したのにも関わらず、業者に正規料金の航空券の領収書を発行させ、大学に旅費を請求した。

✖ カラ発注（預け金）

架空の取引に基づいて大学に代金を請求し、支払われた金額を業者に預けて管理されること。

例：年度末に余った予算を使って物品を購入したこととして大学から業者に代金を支払わせ、その代金を預け金として業者に管理させて次年度に預け金で別の物品を購入した。

こんな点にも注意

知的財産権（知的所有権）

知的財産権（知的所有権）は特許権、実用新案権、意匠権、商標権といった「産業財産権（工業所有権）」と、文化的な創作物を保護の対象とする「著作権」で構成され、前者は特許法等で、後者は著作権法で保護されています。

研究活動においてはこれらの権利を尊重し、関連する法律を遵守することが求められます。

軍事に関わる研究

広島市立大学は以下の教育研究には携わらないものとしています。

1. 軍事への寄与を目的とした研究をはじめ、建学の基本理念にある「世界平和」への貢献に反する教育研究
 2. 国内外の公的機関、企業、研究機関等の軍事又はデュアル・ユース（軍民両用が可能な技術）を目的とした資金等を受けての研究
- また、軍事転用可能な機器や技術、知識の海外への流出についても留意することが求められます。

もし…

研究不正行為や研究費の不正使用が認定されたら？

以下の措置等が行われる可能性があります。

- ・公立大学法人広島市立大学における研究の不正に関する取扱規程に基づく措置
- ・就業規則、学則などに基づく処分
- ・全ての競争的資金への応募資格の制限
- ・刑事告訴、民事訴訟

広島市立大学における研究者等の行動規範（抜粋）

（研究者の基本的責任）

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究活動）

研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、研究活動における不正行為をなさず、また加担しない。

（研究費等の使用に係る行動規範）

研究者等は、研究費等が市民や企業等から負託された貴重な活動財源であることを認識し、効率的かつ効果的な使用を行うとともに、本来の用途以外の用途への使用、虚偽の請求に基づく支出又は法令等違反となる支出は行わない。